

日本司法支援センター対応室規則（規則第百八号）中一部改正

日本司法支援センター対応室規則（規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

第五条の改正規定は、令和三年十二月十七日から施行する。